

# 日本音楽芸術マネジメント学会 第6回冬の研究大会 要旨集

日程●2013年12月21日(土)

会場●昭和音楽大学南校舎

## プログラム

	会場 A (C511 教室)	会場 B (A211 教室)	会場 C (A212 教室)	会場 D (A215 教室)
9:30~	受付 南校舎1階			
10:00 } 10:40	1A 現場レポート (10:10から) 関 鎮京 「PMFを応援する会」における個人寄付者の行動要因調査	1B 研究報告 福川 由佳 自治体と芸術団体との協働 -教育現場からの声-	1C 研究報告 石田 麻子・吉原 潤 日本におけるオペラ上演の環境整備の経緯 I ~ワグナー上演史からみた人材、団体の活動、鑑賞機会、会場整備の検証から	1D 研究報告 赤木 舞 音楽分野の教育プログラムに関する一考察
10:45 } 11:25	2A 研究報告 石田 麻子・上村 英郷・梶田 美香 日本におけるアートマネジメント教育のカリキュラムとモデル化に関する一考察	2B 研究報告 友田 尚武 アマチュア文化団体に対する都道府県文化助成金による活動支援の効果と課題 ~埼玉県文化振興基金による助成を事例として~	2C 研究報告 佐藤 良子 地方オーケストラの活動とこれを支える収入構造 ~札幌交響楽団と兵庫芸術文化センター管弦楽団を事例として	2D 研究報告 小井塚 ななえ 演奏家の変容に見るアウトリーチマネジメントの在り方と意義 ~コーディネーターと演奏家の関わりに着目して~
11:30 } 12:00	3A 現場レポート 布目 藍人 劇場等演出空間運用基準協議会の取り組みについて	3B 現場レポート 竹内 潔 自治体芸術文化政策における音楽芸術振興施策の位置づけに関する考察 ~茨城県の事例を通じて~	3C 現場レポート 川島 佳子 新しい楽器の誕生とその認知プロセス ~カーリン・ハッチンスのピッコロヴァイオリン、アートマネジメントの現場より	3D 現場レポート 福田 裕美・中坪 功雄 どこまで知ってる? 地域伝統芸能をプロデュースする
12:05 } 12:45	4A 研究報告 永島 茜 フランスにおける「現在の音楽」政策の位置づけ	昼休憩		
12:50 } 13:30	5A 研究報告 根木 昭 芸術文化政策と文化財政策における選択(支援・保護)主義の原則とこれらを是正しないし補完する枠組みについて	5B 研究報告 酒井 健太郎・吉原 潤 近代オリンピックと音楽芸術 ~文化プログラムと芸術競技	5C 研究報告 谷本 裕 「エンバワメント音楽祭」としての大阪クラシック	5D 研究報告 角 美弥子 無形の文化財としての芸能の保護に資する博物館施設の役割について
13:35 } 14:15	6A 研究報告 中川 俊宏・上田 順 音楽実演団体と劇場・音楽堂の提携に関する調査報告	6B 研究報告 吉原 潤・酒井 健太郎 日本開催のオリンピックにおける音楽芸術の役割	6C 現場レポート (14:05まで) 朝倉 由希・イシカワカズ アーカイブ資料整理を通じた武生国際音楽祭の意義の検証	6D 現場レポート (14:05まで) 門脇 幸恵 文化財保護概念の拡大について
14:30 } 17:50	シンポジウム「東京オリンピックと音楽芸術—文化プログラムへの期待—」 会場 A (C511 教室)			
	14:30~ 【基調講演】オリンピックと文化プログラム 講 師:青柳 正規 文化庁長官			
	15:40~ 【報告】ロンドンオリンピックの文化プログラムの紹介 講 師:石田 麻子 JaSMAM 理事/昭和音楽大学教授			
	16:20~ 【パネルディスカッション】 登壇者:下八川 共祐 JaSMAM 理事/(公財)日本オペラ振興会常務理事 関 雅広 東京都生活文化局文化振興部長 葺澤 弘志 (公財)新国立劇場運営財団常務理事 舟橋 徹 文化庁文化政策課長 モデレーター:川村 恒明 JaSMAM 理事長/(公財)神奈川芸術文化財団顧問、元文化庁長官			
18:00 } 20:00	懇親会 リストランテ・イル・カンピエッロ(昭和音楽大学南校舎敷地内)			

## シンポジウム「東京オリンピックと音楽芸術—文化プログラムへの期待—」趣旨

2020年のオリンピックの開催地が東京に決まった。オリンピックは、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもある。すなわち、オリンピックは、開催国の芸術文化が世界に向けて発信され、我が国の芸術文化の水準が国際的な評価に晒される場であるといっても過言ではない。このため、本学会冬の研究大会では、東京オリンピックにおける文化プログラムの中核をなすと考えられる「音楽芸術」の現状を踏まえ、オリンピック開催の2020年までに、音楽芸術に関し、その「長」を伸ばし「短」を補うために必要な政策ないしマネジメントの在り方について、基調講演、報告、及びパネルディスカッションにおいて考察していくこととする。

## 1A 現場レポート

### 「PMFを応援する会」における個人寄付者の行動要因調査

関 鎮京 北海道教育大学

若手音楽家の育成を通して、音楽文化の普及・発展を目指す国際教育音楽祭パシフィック・ミュージック・フェスティバル（PMF）はレナード・バーンスタインの提唱により1990年創設され、今年で24回目を迎えた。現在、PMFには3つのボランティア団体が活動している。PMFアカデミー生とPMFの架け橋になっている「PMFボランティアハーモニー」、市民とPMFを繋げる「PMFを応援する会」、PMFの実務を手伝う「PMF組織委員会公募ボランティア」である。

本研究では2009年に発足した「PMFを応援する会」の「市民寄付」活動に着目し、毎年80万円～100万円（寄付者は600名～700名）を組織委員会に寄贈している現状を報告した上で、PMFを応援する会の寄付者行動の特徴を明らかにすることを狙いとする。

当会に協力を得て顧客データから継続年数と寄付金額の分布を把握し、その上で、2013年8月～9月に「PMFを応援する会」へ寄付を行っている寄付者（寄付経験がある情報誌発送対象者名）を対象にアンケート調査を行った。調査項目は個人情報を除き16の設問を基本とし、①寄付のきっかけ ②寄付を続ける理由 ③希望する寄付金の使用用途を中心に聞いた。また、設問の中にはPMFの顧客との関連性及び他の団体への寄付経験を問う内容を設けており、これによりその属性も併せて考察を行う。

## 2A 研究報告

### 日本におけるアートマネジメント教育のカリキュラムとモデル化に関する一考察

石田 麻子 昭和音楽大学      上村 英郷 武蔵野音楽大学      梶田 美香 名古屋芸術大学

我が国の大学等の高等教育機関でアートマネジメント学科が設置され、芸術運営に関する教育が行われるようになってから、20年が経つ。現在、各大学等で行われているアートマネジメント教育のカリキュラムを集め、それらを分析して、最大公約数となる要素をまとめる。それにより、人材育成のあるべき方向性を改めて提示し、今後の教育の指針とすることを目的に、本発表を行う。発表内容は、昭和音楽大学、名古屋芸術大学、武蔵野音楽大学で行われているカリキュラムを基に、平成20年に東京芸術大学が実施した同様の先行研究の成果との関連性を導きだすものとする。

## 3A 現場レポート

### 劇場等演出空間運用基準協議会の取り組みについて

布目 藍人 政策研究大学院大学文化政策プログラム

舞台照明家、舞台音響家、舞台監督家などの実務家が構成する各団体、及び芸団協、公文協、ACPCなど計16団体が合同で設立した、「劇場等演出空間運用基準協議会」（以下、基準協）の取り組みについて報告する。基準協は、公演制作現場での事故が相次いだことを受け、平成19年に公演制作を担う関係者が立場を超えて集い創設された。基準協が平成21年に作成した『劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン』はその後も幾度かの改訂作業を重ね、舞台現場のみならず、大学や専門学校においても舞台技術に関する教材として使用されている。また、今年度は文化庁「平成25年度 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」の助成を受け、教材の抜本的な改訂を行うとともに、その教材を用いた研修のあり方や認定制度、及び学校等との協同による人材育成やインターンシップ等についても検討を推進している。基準協のこれまでの取り組みと今後の課題・方策について整理し、情報を共有・交換したい。

## 4A 研究報告

### フランスにおける「現在の音楽」政策の位置づけ

永島 茜 武庫川女子大学音楽学部

フランスは芸術文化大国として認知されている。そのことは多くの観光客を惹きつけていることから理解される。わが国でもフランス観光に関する情報は多数あり、音楽に関していえば、コンサート情報などを事前に把握してから旅行に出かける例も少なくない。一方で、フランスが持つ豊富な文化芸術資源は、どのように支えられているのか、その文化政策については最近になって漸く研究成果も蓄積されてきたところである。筆者は、フランスの文化政策のなかでもとくに音楽分野に焦点を当て、同国の音楽政策として研究を行っている。

フランスでは、1960年代後半に文化省に音楽係が設置されて以降、本格的に音楽政策が開始され、いまでは様々な施策が講じられている。本発表ではそのようななかでも特に「現在の音楽 (musiques actuelles)」と呼ばれる分野に対する政策に注目し、それが政策全体ないしは音楽政策の中でどのように位置づけられ、どのような目的を有しているのかを考察する。

検討する対象としては、「現在の音楽」が音楽政策の対象としての正当性を得るまでの過程として、文化省に設置された「現在の音楽」に関する専門委員会「現在の音楽国民委員会 (Commission nationale des musiques actuelles, CNMA)」、 「現在の音楽発展会議 (Concertation nationale pour le developpement des musiques actuelles, CNDMA)」、 「現在の音楽の高等委員会 (Conseil superieur des musiques actuelles, CSMA)」の報告書を中心に見ていきたい。そして、現在行われている取組にも注目し、政策の目的との関連を探りたい。これらの検討は、音楽政策を推進するうえでの展開の方法などについて、我が国の音楽政策にも示唆を与えられるものと考えられる。

## 5A 研究報告

# 芸術文化政策と文化財政策における選択（支援・保護）主義の原則とこれらを是正ないし補完する枠組みについて

根木 昭 昭和音楽大学音楽学部

芸術文化政策における振興（＝支援）の対象は、①純粋芸術を中心に必要とされるジャンルが想定され、②その中から頂点の伸長に見合う優れた活動が抽出・特定される、という2段階を経て決定される。文化財政策における保護の対象も、①対象となる文化財の範囲を類型によって画し、②その中から芸術上、鑑賞上、学術上等の基準によって保護すべきものが特定・抽出される、という2段階を経る。また、前者、後者ともに、①のジャンルないし類型の幅は拡大される傾向にあり、②の振興ないし保護の対象の範囲も下方に拡大していく傾向にある。いずれも選択主義がとられており、振興ないし保護の対象を特定・抽出する構造、対象範囲が下方へ拡大していく傾向は類似している。しかし、選択主義をとる限り、下方への拡大にはおのずから限度がある。

このため、これらを是正ないし補完する枠組みが、別途形づくられている。芸術文化に関しては、大きくは“文化の振興と普及”という領域の中で、上述の“芸術文化の振興（＝頂点の伸長）”という縦軸と、“文化の普及（＝裾野の拡大）”という横軸が設定されている。この「普及」の概念は、1966年にはじめて取り入れられ、芸術文化政策の下方への拡大の限界を是正ないし補完するものとして機能している。文化財に関しては、規制行政の性格上、文化財の指定等は厳格な審査によらざるを得ないが、近年では「文化遺産」や「関連文化財群」の概念による新たな捉え方が提示され、下方への拡大の限界が補われようとしている。

本論者は、このような芸術文化政策と文化財政策における選択主義とその限界、それら限界を是正ないし補完する枠組みを包括的に捉え、全体としての構造を整理するとともに、今後の在り方を考察する。

## 6A 研究報告

# 音楽実演団体と劇場・音楽堂の提携に関する調査報告

中川 俊宏・上田 順 武蔵野音楽大学

昨平成24年秋から翌25年初めにかけて、全国の音楽実演団体を対象に実施したアンケート調査の結果を報告する。調査の目的は、我が国の音楽実演団体と劇場・音楽堂等舞台芸術上演施設との提携の実態に関して、数値的なデータを収集するとともに、上記施設との提携に関する現場の率直な意見を聴取することにあった。調査結果を分析することによって、その現状を正確に把握し、さらに、音楽実演団体の演奏活動をはじめとする諸活動における今日の課題を明確化することによって、今後の両者の提携のあり方を探る。（なお、今回の調査対象の劇場・音楽堂は公立文化施設に限定している。）

## 発表要旨●会場B

## 1B 研究報告

# 自治体と芸術団体との協働 - 教育現場からの声 -

稲川 由佳 政策研究大学院大学文化政策プログラム修士課程

東京都墨田区と新日本フィルハーモニー交響楽団は1988年、フランチャイズ提携を結んだ。これは地方公共団体とプロフェッショナルのオーケストラがフランチャイズ提携を結ぶという日本で初めてのケースである。以来、両者は墨田区内で様々な活動を行っている。特に教育分野では「音楽指導事業」として教室の「外」にあるオーケストラを教室の「中」に取り入れ、直接ふれる芸術として学校教育に活かしている。本報告者は区内小中学校の校長、音楽教諭数名にヒアリングをおこなった。そこから音楽指導事業および自治体と芸術団体との

## 2B 研究報告

# アマチュア文化団体に対する都道府県文化助成金による活動支援の効果と課題 ～埼玉県文化振興基金による助成を事例として～

友田 尚武 埼玉県企画財政部地域政策課

多くの都道府県は、地域の住民が主体となって構成されているアマチュア文化団体や個人（以下「アマチュア文化団体」とする。）が行う文化芸術活動に対し、助成を実施している。

しかし都道府県による助成について、「その価値や効用は、真の参加者以外には実感しにくい」とされ、またその執行後の評価が不十分であるとされている。

そこで筆者は、埼玉県の助成制度により支援を受けたアマチュア文化団体を事例として、埼玉県文化振興課アンケート分析及びインタビューにより、(1) 助成の効果及び (2) 助成後の活動状況の調査を行った。

その結果、(1) 助成の効果としては、①「団体の活動活性化」・「地域コミュニティの再生」・「鑑賞機会の提供への貢献」及び②助成による「質の向上」が認められた。

(2) 助成後の活動状況としては、①助成事業終了後でも、多くのアマチュア文化団体は地域で活動を継続していること、②文化祭等の地域の文化イベントや福祉・教育施設等でのボランティアなど地域の文化振興に貢献していること、③地域の文化振興に貢献したいという意欲が非常に高いことが判明した。

したがって埼玉県の助成は、助成したアマチュア文化団体の活力維持だけでなく、その文化活動を通じ地域の文化振興に貢献していると言える。

一方、課題としては (1) 県の助成は 2 回が限度となっているため継続的な支援ができていないこと、(2) 福祉・教育施設等でのボランティアの実施意欲が高いものの情報不足により実施できていない団体が多いことがあげられる。

県は、課題としてあげられた事例を解決する仕組みづくりを行うことで、さらに地域の文化振興を推進することが求められる。

## 3B 現場レポート

# 自治体芸術文化政策における音楽芸術振興施策の位置づけに関する考察 —茨城県の事例を通じて—

竹内 潔 政策研究大学院大学公共政策プログラム博士課程

我が国における文化芸術政策においては、地方自治体の果たす役割は大きい。例えば、文化庁の歳出予算よりも全国の地方自治体の文化関係経費を合計した額の方が大きく、美術館の約 7 割、文化会館の約 9 割が自治体によって設置されている。累次にわたる地方分権改革によって、地方自治体の権限と責任が重みを増している今日、文化芸術政策の分野においても、自治体の実情と課題を把握しておくことは必要である。

ところが、地方自治体の文化政策の実態を明らかにした研究は非常に限られている。さらに、地方自治体の中でも、基礎自治体である市町村に関する研究に比して、広域自治体である都道府県の文化政策を扱った研究はより少ないのが現状である。

本発表では、都道府県のうち、文化に関する資源が特に集中する東京に近接し、ある程度の都市文化を発展させつつも、広大な農村部を擁しており、日本全体の縮図ないし標準ともなり得る団体の一つとして、茨城県を取り上げ、文化芸術政策の全体像を示し、その中での特に音楽芸術振興施策の現状と課題を見ていく。

具体的には、茨城県では、歴史的背景などから、音楽芸術振興よりも美術館の建設と運営をはじめとする美術振興に多額の予算が投じられていることを確認し、一方で、舞台芸術の中では、これまで音楽芸術振興施策が中心となってきたことも指摘する。そして、住民の価値観や嗜好が多様化し、演劇や伝統文化など他の分野の振興も求められる中、新たな音楽振興施策として、教育普及事業に注力するようになっている現状を報告する。

そして、同県の今後の課題として、効果的な教育普及事業を実施するためのコーディネーター人材の確保と音楽芸術振興全体の中での教育普及事業の位置づけの明確化の必要性を指摘する。

## 近代オリンピックと音楽芸術——文化プログラムと芸術競技

酒井 健太郎・吉原 潤 昭和音楽大学オペラ研究所

オリンピック憲章の第5章「39 文化プログラム」は、「OCOG (オリンピック競技大会組織委員会) は、短くともオリンピック村の開村期間、複数の文化イベントのプログラムを計画しなければならない。このプログラムは、IOC 理事会に提出して事前の承認を得るものとする。」と定めている。したがって、2020年に東京で開かれることになった第32回夏季オリンピックにおいても何らかの文化プログラムが実施されることになるだろう。「文化芸術立国」を目指すわれわれは、2020年の開催国として文化プログラムがどのようなものであるべきか議論を深めていく必要がある。

そこで、本研究は、オリンピック憲章の文化プログラムの規定が、いかなる精神によって支えられているか明らかにする。これを通じてより良い文化プログラムの構築に貢献したい。

本研究はまず、文化プログラムのいわば前身として実施された芸術競技に目を向ける。芸術競技は第5回(1912年・ストックホルム)から第14回(1948年・ロンドン)までの7大会(第6回・ベルリン、第12回・東京、第13回・ロンドンを除く)において、絵画、彫刻、建築、文学、音楽を基本的種目としておこなわれた。本研究はまず、近代オリンピックを創始者クーベルタンの芸術競技に関する思想を分析する。さらに上記7回の芸術競技の実施状況を整理する。ついで、実施した結果、芸術競技がどのように評価(反省)され、最終的に文化プログラムに繋がられたか検討する。このほか、音楽の領域における芸術競技の実施状況も整理・検討し、その知見を日本で実施されたオリンピック(1964年・東京、1972年・札幌、1998年・長野)における音楽芸術の活用の考察に役立てたい。

## 6B 研究報告

### 日本開催のオリンピックにおける音楽芸術の役割

吉原 潤・酒井 健太郎 昭和音楽大学オペラ研究所

2020年に開催される夏季オリンピックの東京招致が決定し、オリンピックへの関心が非常に高まっている。日本では、これまで1964年・東京、1972年・札幌、1998年・長野と、夏季・冬季合わせて計3回のオリンピックが開催されてきた。

ところで、1948年のロンドン大会までは、スポーツ競技だけではなく、絵画、彫刻、文学、建築、音楽を種目とする芸術競技も採用されていた。その後はこれを引き継ぐ形で、オリンピック開催時に文化プログラムを実施することが、オリンピック憲章において定められている。

本報告では、これまで日本で行われた3回のオリンピックにおける文化プログラムおよび関連行事のうち、特に音楽芸術分野に注目し、音楽芸術が日本開催のオリンピックにおいてどのように活用されたかを検証する。それらの検証を通して、2020年の東京オリンピックへ向けた文化芸術分野の活動の参考に資したい。

## 発表要旨●会場 C

## 1C 研究報告

### 日本におけるオペラ上演の環境整備の経緯 I ～ワーグナー上演史からみた人材、団体の活動、鑑賞機会、会場整備の検証から

石田 麻子・吉原 潤 昭和音楽大学オペラ研究所

日本におけるオペラ上演の歴史の中で、オペラ公演の人材や環境整備等の到達度を示すものとして、作品の規模が大きく、また音楽的にも高度な技量が必要なワーグナー作品上演の取組が挙げられる。本発表では、日本におけるオペラ上演の環境整備の経緯を検証するため、ワーグナー作品の舞臺上演史からみた、日本におけるオペラ上演の環境整備の経緯について検証する。そのため、以下の4つの視点により考察していく。

1・「人材」ドイツ人指揮者、マンフレート・グルリット(1890-1972)のオペラへの関わり：ワーグナー作品のように音楽的に高度な技量が必要なオペラ演の場合、上演に向けて芸術面を統率する指揮者の存在が不可欠である。ドイツのオペラ劇場で十分な経験を積んだ後、1939年に来日して以後の後半生を日本で過ごした、グルリットによる日本のオペラ制作への寄与と、藤原歌劇団でのワーグナー上演等を通じて検証する。

2・「団体の活動」日本におけるオペラ上演を牽引してきた藤原歌劇団、東京二期会等によるワーグナー作品上演に関する情報整理を行う。

3・「鑑賞機会」ワーグナー作品の上演に接した鑑賞者の数を推計すると共に、関わった鑑賞団体の存在と地域性を明示する。

4・「会場整備」オペラ上演が行われた会場整備の経緯：ワーグナーのような大規模な作品の場合、それに応じた設備を備えた会場が必要となる。国内での劇場・ホールの建設に合わせて、日本でのワーグナーを中心とした大規模な作品の上演が増加し、上演演目に広がりが出

てきていることを明らかにする。

本研究は科研費・基盤研究 (C) 4520189 の助成を受けたものである。

## 2C 研究報告

### 地方オーケストラの活動とこれを支える収入構造 —札幌交響楽団と兵庫芸術文化センター管弦楽団を事例として

佐藤 良子 昭和音楽大学音楽学部音楽芸術運営学科

地方オーケストラは、その楽団が所在する地域との密接な関係のもと、様々な活動を行っている。例えば、定期公演はもとより、一般公演、地方公演、海外公演、青少年向け公演、音楽鑑賞教室などが挙げられ、芸術的成果を問う意欲的な公演から、広く地域の人々に音楽を届ける草の根的な活動まで、地域における幅広い期待に応えつつ、活動を展開している。

本報告では、このような地方オーケストラの中で、2つのプロフェッショナルの楽団を事例とする。ひとつは、創立以来50年あまりの間、札幌市をはじめ北海道において、音楽文化の振興に貢献し続けている札幌交響楽団であり、いまひとつは、日本オーケストラ連盟正会員のオーケストラ25団体の中で、最も新しく2005年に創設され、劇場専属オーケストラとしての活動が勢いに乗っている兵庫芸術文化センター管弦楽団である。

これら楽団の活動の目的、あるいは対象者はどのようなものか、また、それによりどのような内容の活動を展開しているのかを体系的に捉えるとともに、活動を支える収入源の調査を行い、収入構造を分析する。これにより、各楽団の活動における国、自治体、民間からの支援の枠組みを把握し、それらが果たす役割を考察することを目的とする。

## 3C 現場レポート

### 新しい楽器の誕生とその認知プロセス —カーリン・ハッチンスのピッコロヴァイオリン、アートマネジメントの現場より

川島 佳子 ピッコロヴァイオリン研究会 / K&Associates International

カーリン・ハッチンス博士は、30年以上音響学の研究を行い、コントラバスヴァイオリンからピッコロヴァイオリンまで、ピアノの鍵盤音域をカバーし、8つの画期的なハーモニーを生み出す新しい8種の弦楽器を科学的実験と研究の上に作りだした。その中で、特にピッコロヴァイオリンは、NASAの先端技術を応用することで、通常のヴァイオリンの1オクターブ高い音域の楽器として生を受けた。新しい弦楽器がクラシック音楽界の高い保守的な壁を前に、どのように楽器として認知されてきたか、世界で最初のピッコロヴァイオリン奏者、グレゴリー・セドフと共に、ピッコロヴァイオリン研究会が日本で展開してきた活動を、特にアートマネジメントの現場から報告する。2007年から毎年、ロシアよりセドフ氏を日本に招き、毎回10回以上の演奏会、ワークショップを開催。会場も音楽ホールのみならずお寺、学校他でも活動を展開。これまで、日本には楽器が無かったので、教えることができなかったが、昨年より日本でも楽器が製作され、2013年は日本での演奏家育成事業も開催。今後も更に楽器普及のためのロードマップは続く。音楽関係者にも、まだまだ知られていないこのような活動を、より多くの方に知って頂き、他の新しい楽器の場合に関しても考える機会として頂きたい。今後、新しい楽器やその演奏家が音楽芸術の発展にどう寄与できるのか、クラシック音楽界における受容意識の問題点なども一緒に考える機会としたい。

## 5C 研究報告

### 「エンパワーメント音楽祭」としての大阪クラシック

谷本 裕 あいおいニッセイ同和損保ザ・フェニックスホール、京都市立芸術大学

大阪市と大阪フィルハーモニー交響楽団などの主催で毎年夏、大阪市内で行われている「大阪クラシック」。本年2013年度で創設から8年を経過し、1週間の開催期間中、5万人の聴衆を集める都市型音楽祭として市民の間に定着しつつある。このフェスティバルの特色の一つは、公演の軸に「室内楽」を据え、しかもその内容を演奏者である大阪フィルというオーケストラの、個々の楽員の創意に委ねている点にあると発表者は見ている。大阪フィル、あるいは大阪フィルに限らず多くの職業オーケストラはふだん、音楽的には指揮者を頂点とするヒエラルキー（階層）構造を組織運営の基盤としており、指揮者のリーダーシップ、またマネジメント部門である事務局のイニシアチブによって、定期演奏会などの音楽事業を決定し、事業を導いている。しかし、大阪クラシックにおいては、組織の構成員であるオーケストラの楽員に業務上の権限を一部委譲し、事業内容の決定に参画させることなどを通して質量ともに豊かな企画を実現している。こうした企画手法を組織経営上のリーダーシップの在り方から見ると、組織の構成員へ権限を委譲し、あるいは事業内容の決定プロセスへの参画を図るなどし、構成員の自発的な取り組みや自律性を失うことで、組織を活性化するマネジメント「エンパワーメント」の概念によって、理解することができる。本発表では、組織のリーダーシップ論から見た室内楽の特性や、大阪クラシックにおける室内楽公演の企画状況を分析し、それ

らをいくつかのカテゴリーに分類する。さらに楽員や、「プロデューサー」として位置付けられている指揮者・大植英次氏の聴き取りを通じ、この音楽祭の理念を明らかにして、「エンパワメント音楽祭」としての大阪クラシックの特性を浮き彫りにする。

## 6C 現場レポート

### アーカイブ資料整理を通じた武生国際音楽祭の意義の検証

朝倉 由希 静岡文化芸術大学／東京芸術大学

イシカワカズ 跡見学園女子大学マネジメント学部

武生国際音楽祭は、音楽家が一定期間滞在し、公演やワークショップを繰り広げる滞在型の国際音楽祭で、1990年より24回にわたり開催されている。

作曲家の細川俊夫を音楽監督とし、多彩なコンサートに加え、作曲家の研鑽の場である作曲ワークショップや、音楽家育成のためのマスタークラスを開催しており、作曲家や演奏家の育成に大きな意義を果たしてきている。

最大の特徴は、クラシック音楽と現代音楽を同比重に扱うプログラム構成で、新作の世界初演や日本初演の演目も少なくない。聴衆の開拓という面では大きな困難を伴う現代音楽であるが、音楽の多様性を保ち、現代の作曲家に挑戦の場を与え、創造的な取り組みを促進する意味では、この音楽祭のような場は貴重である。

本発表では、本音楽祭のこれまでの演奏プログラムや参加アーティストのアーカイブ資料を整理し、客観的なデータとして提示する。整理したアーカイブ資料を基に、本音楽祭が持つ特徴を分析し、音楽界にとってどのような意義を持つのか、また、一地方都市の取り組みとして地域にはどのような意義を持ちうるのかを検証したい。

## 発表要旨●会場D

### 1D 研究報告

#### 音楽分野の教育プログラムに関する一考察

赤木 舞 昭和音楽大学

近年、わが国の音楽分野における教育プログラムは、その形態ならびに実施内容が多様化している。実施主体についても、行政、芸術団体、文化施設、NPO組織等さまざまである。本報告は、文化庁「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」における、オーケストラやオペラ団体等の実演芸術団体による「巡回公演事業」を中心に、現状と課題を明らかにする。

巡回公演事業は、小中学校等の教育機関に対し、コンサート形式（鑑賞型）による本公演と、事前ワークショップ（体験・参加型）の2回の活動を1セットとして実施することが義務づけられている。本研究では、異なる実演芸術団体によるいくつかの事例調査に基づき、事前ワークショップと本公演の関連性、子どもへの効果等を検証するとともに、実演芸術団体が独自で実施している教育プログラムとの比較を試みる。また、教育プログラムの提供側と受入側の実施体制について、それぞれが抱える課題等について考察をする。

### 2D 研究報告

#### 演奏家の変容に見るアウトリーチマネジメントの在り方と意義 —コーディネーターと演奏家の関わりに着目して—

小井塚 ななえ 東京芸術大学大学院博士後期課程

本発表では、演奏家に焦点を当て、アウトリーチに内在する教育的な機能を明らかにすると共に、演奏家の学びに繋がるマネジメントの在り方を検討することを目的とする。わが国においてアウトリーチは、文化芸術普及の側面から広く認知され発展してきたが、近年では、演奏家の間でもこの言葉は浸透し、効果的なアウトリーチを実践するため、音楽系大学や団体が人材育成に乗り出している。

では実際、アウトリーチの経験は演奏家にとってどのようなものなのだろうか。本研究では、演奏家への聞き取り調査を通してこの課題に迫った。アウトリーチでは、直接的な反応が即座に返ってくるため、演奏家は、「聴き手の立場に立つ」ことを企画や実施の各場面で、強く意識している。さらに、コーディネーターとの関わりの中で新たなアイデアを蓄積したり、演奏家が既存のスタイルや固定観念を再考したりと、演奏家にとって、コンサートとは異なる学びの機会となっていることが明らかになった。また演奏家が社会的役割を再考する場として機能しており、こうした観点からアウトリーチを考察し実践に繋げることが重要であると考えられる。

今回の発表では、主に演奏家とコーディネーターへの聞き取り調査を中心にアウトリーチの企画、実践、フィードバックの各段階を教育の視点から捉え直し、アウトリーチの意義や実施体制の在り方を検討する。

## どこまで知ってる？ 地域伝統芸能をプロデュースする

福田 裕美 東京音楽大学 中坪 功雄 公益社団法人全日本郷土芸能協会

今日、各地の民俗芸能は地域社会における祭りや行事等以外で、文化振興、まちづくり、観光、学校教育・生涯教育等と密接な関係を保ちながら多様な公演の場を得ている。これらの市場は年々多様化し拡大する傾向にあり、それに伴い、地域の民俗芸能はそれを継承してきた地域社会以外—行政や教員、文化施設職員等の手によって扱われることが多くなっている。

その一方で、近年では、「仕事に関わる以前は民俗芸能の存在を知らなかった」「見たことがなかった」という声が若年層のみならず壮年層においても聞かれるようになった。そしてオーケストラやオペラ等についてはアートマネジメントに係る研究や人材育成が多く行われているが、民俗芸能を対象としたアートマネジメント教育は皆無と言ってよい。また、学校教育においても日本の伝統音楽が導入されて久しいが、教員になる前に民俗芸能を扱った授業の展開を学ぶ機会は少ない。このように「見たこともなく」「知らず」「どう扱っていいかわからないもの」である民俗芸能を、どう扱い、そして地域で活用していくのか、これを検証するのが本レポートの目的である。すでに、これに関連して、筆頭報告者をコーディネーター、共同発表者をパネリストの一人として平成22年の本学会第3回研究大会において、ミニ・シンポジウム「民俗芸能公演の企画制作について～現場から見た現状と課題～」を開催しており、本レポートはその続編に位置付けるものである。具体的には、筆頭報告者が地域における民俗芸能の様々な活用例についてその変遷や現状を分析し、共同報告者がその具体的課題について長年に亘る現場経験をもとに検証する。

## 5D 研究報告

### 無形の文化財としての芸能の保護に資する博物館施設の役割について

角 美弥子 北海道教育大学

伝統芸能や民俗芸能といった無形の文化財の保護する際には、表現芸術としての音楽、舞といったパフォーマンスのみならず、それを構成する要素として、音楽を演奏する楽器や、上演に使われる装束、小道具といった有形の文化財も包括して考える必要がある。実際に、保存団体においては、伝承や習練とともに、道具の手入れや新規作成にも配慮されている。しかしながら、すべてを保存団体に一任するのではなく、様々な場面に遭遇した場合の対処も想定し、多くの保存方法を用意することが望ましい。

地域の博物館の中には、民俗資料として、各芸能の道具等を保存・展示、また芸能を視聴できるものがある。これは無形の文化財を構成する有形文化財およびそれらのアーカイヴを保存するのに有効である。さらに、民俗芸能の盛んな地域、および、保存に対する意識が高いと思われる地域では、その芸能に特化した博物館・資料館を建設し、その保護と普及に努めているものもある。たとえば、氷見市の獅子舞ミュージアム、秋田市の民俗芸能伝承館、松江市のホーランエンヤ伝承館などが挙げられるであろう。これらの博物館の現状を調査し、そのあり方や運営方法を確立することは今後無形の文化財の保護に資するのみならず、地域文化の活性化にも意義があるものと考えられ、今回の発表はその方法を研究・検討するものである。

## 6D 現場レポート

### 文化財保護概念の拡大について

門脇 幸恵 独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂

現在、芸能に関する文化財指定では、芸能は無形、その舞台上で用いる用具は有形文化財として縦割りに指定・認定が行われている。また、歌舞伎や組踊の衣裳は、選定保存技術においてその制作技術が認定されている。しかるに、能装束においては、社寺や博物館等施設で保管されている作品の一部が、文化財の指定対象となっているのみで、芸能衣裳としてもっとも高度な技法を要するその制作技術は、選定保存技術にすら認定されていない。能は150年前まで幕藩体制に組み込まれ、幕府や各大名家において芸能の枠組み総てがトータルサポートされていたが、明治維新により経済的庇護のみならず、その用具類の制作管理までも役者が個々に負わなくてはならなくなった。そうした状況で管理体制も用具の制作や補修技術の伝承も途絶えている。さらに能装束においては、現在の能楽師の体格の変化により、旧来の能装束では使用できず、新調を余儀なくされているが、莫大な費用を要するため、家毎に伝承させることへの限界を訴えるようになってきている。こうした現状を報告するとともに、新たな枠組みを最も必要としている能楽への、行政による柔軟なる対応の拡大に関する一提案を行いたい。